

議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

付議事件

令和 6 年第 5 回（1 2 月）尾張旭市議会定例会議会運営委員会付託議案

議案番号	件 名
第 7 8 号議案	尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議 題

- 1 令和 6 年第 5 回（1 2 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 3 月定例会の日程について
- 3 陳情の取扱いについて
- 4 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 市長報告の概要
- 2 議事日程（案）最終日
- 3 討論通告一覧
- 4 委員会提案第 3 号 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

【議題 2 資料】

- 5 令和 7 年 3 月定例会日程（案）

【議題 3 資料】

- 6 陳情の取扱い 正副委員長案

【議題 4 資料】

なし

市長報告の概要

1

<市長報告（1件）>

専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第2項の規定による報告を行う。

- ・南新町中畑地内における公用車運転中の人身事故

損害賠償額 667,300円（過失割合 100%）専決年月日 令和6年12月2日

- ・印場元町五丁目地内における公用車運転中の人身及び物損事故

損害賠償額 251,735円（過失割合 100%）専決年月日 令和6年12月2日

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

（１）議長報告

（２）市長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

（１）予算決算委員会

（２）福祉文教委員会

（３）都市環境委員会

（４）総務委員会

（５）議会運営委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 委員会提案第 3 号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 議員派遣の件

令和6年第5回（12月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第78号議案	勝股 修二	反対
陳情第17号の1	川村 つよし	賛成
陳情第17号の2	神原 利宏	賛成

委員会提案第3号

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会
会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和6年12月20日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

谷口武司

提案理由

この案を提出するのは、政務活動費の交付の対象を変更するため必要があるからである。

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように
改正する。

改 正 前	改 正 後
（交付の対象） 第2条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が2人以上で構成するものをいう。以下同じ。） 及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。 （ 会派に対する政務活動費） 第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該 会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。 2 半期の途中において新たに結成された	（交付の対象） 第2条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が2人以上で構成するものをいう。以下同じ。）のうち会派に対する政務活動費の交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）又は所属議員全員に対する個別の政務活動費の交付を選択した会派の議員及び会派に所属しない議員（以下「個別交付議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。 （交付会派に対する政務活動費） 第4条 交付会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該交付会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。 2 半期の途中において新たに結成された交

__会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属__会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、__会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた__会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、__会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けた__会派が、半期の途中において解散したときは、__会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（無会派 議員に対する政務活動費）

第5条 基準日に在職する無会派 議員に対する政務活動費は、月額12,500円とする。

付会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属交付会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、交付会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた交付会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、交付会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けた交付会派が、半期の途中において解散したときは、交付会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（個別交付議員に対する政務活動費）

第5条 基準日に在職する個別交付議員に対する政務活動費は、月額12,500円とする。

2 半期の途中において無会派 議員となった議員に対する政務活動費は、無会派 議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、無会派 議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

3 基準日において無会派 議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の無会派 議員に含まないものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、無会派 議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた無会派 議員が、半期の途中において会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、無会派 議員は、会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、無会派 議員に事故等がある場合にあつては、議長が適当と認

2 半期の途中において個別交付議員となった議員に対する政務活動費は、個別交付議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、個別交付議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

3 基準日において個別交付議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の個別交付議員に含まないものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、個別交付議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた個別交付議員が、半期の途中において交付会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、個別交付議員は、交付会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（経理責任者）

第7条 交付会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、個別交付議員に事故等がある場合にあつては、議長が適当と認

める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。

(1) 政務活動費の交付を受けた____会派が、解散したとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が、____会派に所属したとき。

(3) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が、議員でなくなったとき。

(政務活動費の返還)

第9条 (略)

2 政務活動費の交付を受けた____会派が解散したとき又は無会派議員が____会派に所属したときは、当該____会派の経理責任者であった者又は無会派議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は無会派議員が____会派に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。

別表 (第6条関係)

政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派等が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は <u>会派に所属する議員及び無会派議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費</u> (会場費、講師謝

める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。

(1) 政務活動費の交付を受けた交付会派が、解散したとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた個別交付議員が、交付会派に所属したとき。

(3) 政務活動費の交付を受けた個別交付議員が、議員でなくなったとき。

(政務活動費の返還)

第9条 (略)

2 政務活動費の交付を受けた交付会派が解散したとき又は個別交付議員が交付会派に所属したときは、当該交付会派の経理責任者であった者又は個別交付議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は個別交付議員が交付会派に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。

別表 (第6条関係)

政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派等が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は____ ____他 の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費 (会場費、講師謝

	礼、出席者負担金・ 会費、交通費、宿泊 費等)		礼、出席者負担金・ 会費、交通費、宿泊 費等)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

令和7年3月定例会日程(案)

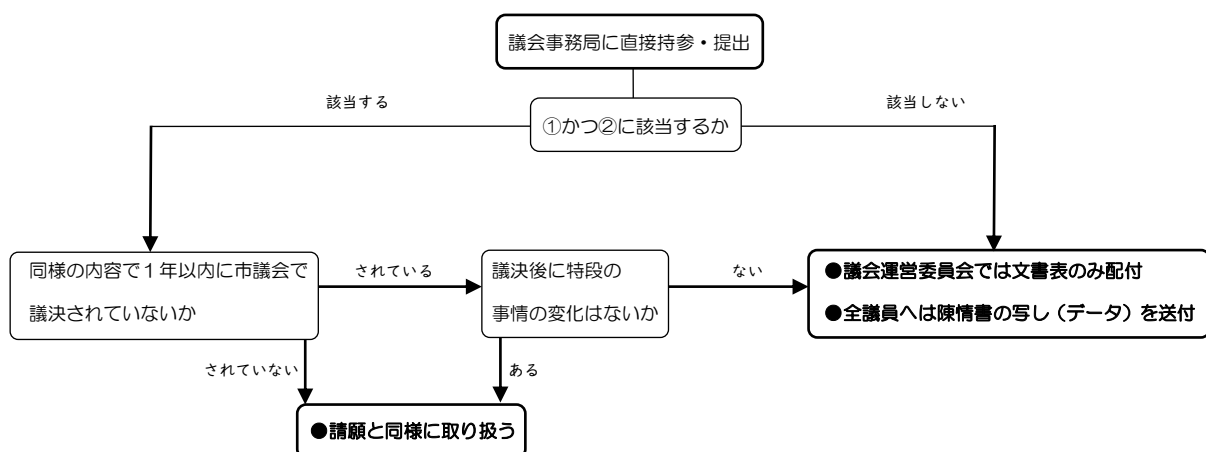
		議 会 日 程 案	行 事 予 定
2月10日	月	9:00 定例会打合せ(副市長出席)	PM 愛知縣市議会議長会定期総会
2月11日	火	<建国記念の日>	
2月12日	水		
2月13日	木	請願・陳情受付締切(～正午)	
2月14日	金	9:30 議会運営委員会(副市長出席)	
2月15日	土		10:00 議会報告会
2月16日	日		
2月17日	月	招集告示 9:30 全員協議会(副市長出席)	10:30 予算概要説明会
2月18日	火		
2月19日	水	質問受付(9:00～17:00)	
2月20日	木	質問受付(9:00～17:00) 議案質疑(～17:00)	
2月21日	金		
2月22日	土		
2月23日	日	<天皇誕生日>	
2月24日	月	<振替休日>	
2月25日	火		10:00 例月出納検査、定例監査
2月26日	水	9:30 議会運営委員会	13:30 尾張東部衛生組合例月出納検査会
2月27日	木	9:30 本会議(初日)(市長、副市長出席)	
2月28日	金		14:00 瀬戸旭看護専門学校組合例月出納検査
3月1日	土		
3月2日	日		
3月3日	月		
3月4日	火		14:00 瀬戸旭看護専門学校卒業式
3月5日	水	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
3月6日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
3月7日	金		中学校卒業式(午前)
3月8日	土		
3月9日	日		
3月10日	月	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
3月11日	火		
3月12日	水		
3月13日	木	9:30 福祉文教委員会(副市長出席)、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
3月14日	金	9:30 都市環境委員会(副市長出席)、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	
3月15日	土		
3月16日	日		
3月17日	月	9:30 総務委員会(副市長出席)、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
3月18日	火	9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
3月19日	水	(討論通告期限・正午締切) 13:30 各派代表者会・予定	小学校卒業式(午前)
3月20日	木	<春分の日>	
3月21日	金	9:30 議会運営委員会	
3月22日	土		
3月23日	日		
3月24日	月	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長出席)	
3月25日	火		14:00 瀬戸旭看護専門学校組合議会定例会
3月26日	水		10:00 尾張東部衛生組合議会定例会
3月27日	木		10:00 例月出納検査、定例監査
3月28日	金		14:00 公立陶生病院組合議会定例会

陳情の取扱い 正副委員長案

議会事務局窓口へ直接持参により提出された陳情のうち、①かつ②に該当する陳情については、請願と同様の取扱いをする。なお、郵送で提出された陳情については、これまでと同様、要望として受付・処理する。

- ① 陳情者が、個人の場合は市内在住者。団体の場合は市内所在団体であること。
- ② 尾張旭市が処理権限を有するものであること。

①かつ②に該当しない陳情については、全議員へ陳情書の写し（データ）を送付するのみとする。なお、該当する場合でも、同様の内容で1年以内に市議会で議決され、かつ、その後に特段の事情の変化がない場合も、写し（データ）の配付のみとする。



【参考：群馬県富岡市議会】

富岡市議会では、令和6年度から、陳情はすべて、全議員への写しの配付のみとしている。取扱いを変更した経緯は次のとおり。

- 団体と違い、個人の意見はなかなか反映されないと感じていた。こういったことから、陳情ではなく、議員も関与する請願とした方が、広く意見を拾い上げることができるのではとの考えから、取扱いを変更した。
- 配付された陳情の中で、議員が取り上げる必要があると思えば、陳情者と連絡を取り、自身が紹介議員となって請願につなげていくこととなる。